

# おしらせ information

役 場 ☎63-2111  
 教育委員会 ☎63-3046  
 保健福祉センター ☎63-1311

## 国民年金

### 平成22年度の保険料は 4月中に納めましょう

平成22年度分の国民年金保険料の納付はお済みですか。  
 平成23年2月分の保険料の納付期限は平成23年3月31日、平成23年3月分の保険料の納付期限は平成23年5月2日です。  
 保険料を納め忘れて未納のままにしてしまうと、将来受け取る年金額が減額になったり、年金が受けられなくなる場合があるばかりか、万が一の事故などで障害者になったときの障害年金、あるいは一家の支え手が亡くなったときの遺族年金を受けられなくなる場合があります。  
 納め忘れている方は、4月中に納めましょう。  
 保険料の納付は、口座振替の「早割」がお得で便利ですので、ぜひご利用ください。

国民年金保険料に関する問い合わせ先  
 ・ 洪川年金事務所 国民年金課  
 (☎0279・22・1607)



## 障害者(児)施設 通所交通費の補助について

高山村では、今年度より障害者(児)施設等に通所する障害者(児)及びその保護者に対し、通所に要した交通費の一部を補助する制度が施行されます。

### ◆補助対象者◆

- 次の①～④全てに該当する方  
 ①高山村に住所のある障害者(児)又はその介護者

- ②通所のため公共交通機関を利用してその運賃を負担している方

- ③施設の有料送迎車両を利用してその費用を負担している方

- ④通所のため家用自動車等を常時使用してその費用を負担している方

### ◆該当施設◆

- ①指定障害福祉サービス事業者  
 ②基準該当事業所又は基準該当事業施設  
 ③地域活動支援センター  
 ④保健福祉事務所が行う社会復帰学級

### ◆申請受付期間◆

三月分から八月分の申請は、九月十五日までに、九月分から翌年二月分の申請は、三月十五日までとします。  
 ※補助額は、通所方法等により異なりますが、一ヶ月五、〇〇〇円を限度とします。

### ◆お問い合わせ先◆

高山村役場住民課  
 ☎六三一二一一



平成23年2月15日から  
 平成23年3月14日まで

### 人口と世帯数 (3月1日現在)

人口	4,027人 (- 2)
男	1,961人 (- 1)
女	2,066人 (- 1)
世帯数	1,303世帯(+ 3)

※( )内は、前月との比較

### お詫び

広報3月号において掲載いたしました、生涯学習・社会福祉推進大会の記事中、生涯学習表彰優秀学習者のお名前に誤りがありました。大変申し訳ありませんでした。

誤 優秀学習者 金井美優(中学生)  
 正 優秀学習者 金井優実(中学生)  
 お詫びをもって訂正にかえさせていただきます。

## 就学援助費支給制度(準要保護)について

この制度は、高山村の小・中学校に在学する児童生徒で、経済的な理由により就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して、学用品費・給食費及び修学旅行費等を支給する制度です。該当されると思われる方へは、別途教育委員会から通知をさせていただきますが、該当される方は忘れずに申請して下さい。

### ○申請の方法

- ・「就学援助費支給認定申請書」に「就学援助費振込口座届出書」を添えて教育委員会に申請して下さい。申請書等は教育委員会にあります。
- ・前年度受給されていた方も、引き続き受給を希望される方は申請が必要になります。

### ○申請(認定)の目安

- 生活保護世帯に準ずる程度に困窮し、前年度又は当該年度において次のいずれかに該当する者
- ア 生活保護を停止又は廃止された者
  - イ 村民税の非課税又は減免を受けている者

- ウ 個人事業税の減免を受けている者
- エ 固定資産税の減免を受けている者
- オ 国民年金の掛金の減免を受けている者
- カ 国民健康保険料の減免又は徴収の猶予を受けている者
- キ 児童扶養手当の支給を受けている者
- ク 生活福祉資金の貸付を受けている者
- ケ 経済的な理由により生活状態が悪いと認められる者

### ○申請期限及び認定

- ・6月10日までに提出されたものは、4月1日又は事由発生時に遡って認定
- ・6月11日以降に提出されたものは、申請月又はその翌月に認定

### ○問い合わせ先

教育委員会事務局 ☎0279-63-3046

## 山火事防止運動について

陽気も暖かくなり始め、4月から5月にかけて行楽の人々や村内外より入山者や山野で人が活動することが多くなると思います。野山でのタバコの投げ捨ては、とても危険ですので絶対にやめましょう。

家庭での火の取り扱いにも十分注意し、高山村から

は火災を出さないよう、地域ぐるみで注意しましょう。

万一、火災の発生や、火災を発見した場合は、局番なしの119番に通報し、火災の種類・発生場所・通報者の氏名をはっきりお伝え下さい。

## 献血のお知らせ

いのちを救う愛の献血にご協力ください!

- 日時 平成23年4月26日(火)
- 場所 ★10:00~11:30 高山村役場  
★12:30~13:30 群馬精機株式会社  
★15:00~16:00 株式会社オリエント

### ※注意点等

- ・本人確認を実施していますので、ご自身を証明できる書類の提示をお願いします。
- ・全血献血にご協力をお願いいたします。
- ・風邪薬等を服用している方は、献血できないことがありますのでご注意ください。



## 交流施設「なごみ」のご利用について

4月より、なごみの利用料が村民の方を対象に原則無料となりますので、多くの村民皆様のご利用をお待ちしております。

(なお、昼食につきましては今までどおり1食100円となります。食改推の昼食サービスは火・木・土)

開館日：平日及び土曜日

(日曜、祝祭日及び年末年始は休館となります。その他に休館となる場合は防災無線等で事前にお知らせいたします。)

### 開館時間

4月~10月…午前9時~午後5時

11月~3月…午前9時30分~午後4時30分

※休館日または夜間等に利用を希望する方は、役場住民課までご連絡ください。

## 高齢者の運転免許証自主返納をされる方へ ～以下の支援が申請により受けられます～

### 1 対象者

平成23年4月1日以降に免許証を自主返納（全部取消し）した高山村に住民登録・外国人登録している65歳以上の方

### 2 支援内容

下記の回数券①②のいずれか1つと③④の支援が受けられます。

- ①中山本宿から沼田市方面行き  
敬老パスカード 3,000円券（1枚4,350円分）10枚
- ②中山本宿から東吾妻町方面行き  
老人特殊回数券 3,000円券（1枚4,500円分）10枚
- ③運転経歴証明書の交付手数料を助成（後日指定口座に振込）
- ④住民基本台帳カード（写真付き）の交付手数料を助成（後日指定口座に振込）  
※住民基本台帳カードは住民基本台帳に登録されている方へ交付される公的な証明書です。

### 3 申請先

- 上記①②③ 高山村役場 総務課
- ④ 同上 住民課

※運転免許証の返納手続き先は、警察署になります。

### 4 申請の際に必要なもの

- ①運転経歴証明書交付手数料助成及び回数券交付申請書（別記様式第1号）
- ②申請による運転免許の取消通知書及び返納した自動車運転免許証
- ③運転経歴証明書交付手数料（1,000円）の群馬県証紙を購入した際の領収書
- ④顔写真（縦4.5×横3.5cm）（住民基本台帳カード申請希望者）
- ⑤本人名義の通帳（運転経歴証明書・住民基本台帳カードの申請希望者）
- ⑥印鑑

### 5 注意事項

- ・支援が受けられるのは、自主返納した時のみ1回限りです。
- ・回数券の払い戻しはできません。


問い合わせ先 高山村役場 総務課  
☎63-2111（内線12）

## 衛生センターからの お知らせ

○家庭ごみの分け方・出し方について

四月からの分別方法の変更はありません。毎戸配付された平成23年度版の「家庭ごみの分け方・出し方」及び「ごみ収集カレンダー」を確認のうえリサイクルにご協力ください。

○「プラ容器」の出し方について

回収された「 プラスチック製容器包装（プラ容器）は手作業で不適合物を除去しています。この時、「プラ容器」がレジ袋等に入れてあると、破袋するのに時間がかかり、不適合物の除去に支障がでてしまいます。

また、袋入りは分別されていないごみや食べ残し等の不適合物が含まれていることが多いため品質の悪化につながってしまいます。

レジ袋等も袋として使用せずに、中を空にしてからそのまま回収ネットへ入れてください。

問い合わせ

吾妻東部衛生センター  
☎七五―二〇九九



## 高校生の保護者の皆様へ ～高校生等就学費補助金について～

平成22年度より高等学校等（高等専門学校・専修学校・特別支援学校高等部などを含む）へ就学する生徒に対して、その費用の一部を補助する事業を実施していますので、該当される方は、忘れずに申請して下さい。

**対象者** 高等学校等に就学する生徒を扶養する保護者で、高山村に住所を有する者  
**期間** 高等学校等を卒業するまでの間（3年間を

限度とします。）

**金額** 月額 5,000円  
**申請手続** 高等学校等の在学証明書、住民票（世帯全員）、印鑑を持参のうえ教育委員会に申請して下さい。  
**申請期限** 平成23年5月2日（月）まで  
**問合せ先** 教育委員会事務局 ☎63-3046

## 新たに始まる高山村の子育て支援サービスを紹介します

高山村では、平成23年度から下記の子育て支援サービスを新規事業として実施します。

また、既に実施しているサービスも継続する予定ですので、ご不明な点は高山村役場住民課福祉係または保健福祉センターへお問い合わせください。

### ◎出産祝金支給事業

出産を祝し、次代を担う児童の確保を図るとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減と児童の健全育成を目的として出産祝金を支給します。（金額を増額し支給対象を拡げました。）

#### ①支給対象者

- (1) 出産時において本村に住民登録又は外国人登録がされていて、引き続き本村に居住しようとする方
- (2) 新生児を出産して養育をする父母

#### ②出産祝金の額

- (1) 第1子及び第2子は200,000円
- (2) 第3子以上は300,000円

### ◎3歳未満児保育料軽減事業

保育所に通う3歳未満児の保育料を3歳以上児との差額（上限3,000円）を軽減します。

### ◎予防接種事業

ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がん予防ワクチンが公費で受けられます。

ワクチン	対象年齢	接種回数	予防効果が期待される病気
ヒブ（インフルエンザ菌b型）ワクチン	生後2か月～5歳未満	1～4回 （年齢によって接種回数が異なります）	細菌性髄膜炎 こゝろがい炎 肺炎 等
小児用肺炎球菌ワクチン	生後2か月～5歳未満	1～4回 （年齢によって接種回数が異なります）	細菌性髄膜炎 肺炎 中耳炎 等
子宮頸がん予防ワクチン	中学1年～ 高校1年相当の女子	3回	子宮頸がん

接種希望者は保健センターより渡された予診票等を持って、予約した医療機関でワクチン接種を受けます。

※その他にも今年度は「子育て支援センター」の開設や、民生委員・児童委員さんのご協力による子育てサロンの開設も計画しておりますので、詳細が決まりましたらお知らせいたします。

## 高齢者の在宅生活を支えるための主なサービス

高山村では、在宅で高齢者等を介護する場合、介護保険事業以外でも永年住み慣れた自宅や地域で安心して生活が送れるように様々な高齢者福祉サービスを提供しています。

なお、サービスを受ける際には、所得や身体状況な

どにより自己負担額やサービス内容が異なる場合もあります。また、介護保険の事業等によるサービスが優先となる場合もありますので、ご不明な点は高山村役場住民課福祉係へお問い合わせください。

(平成23年4月現在)

### ◎在宅ねたきり老人介護慰労金支給事業

日常生活に著しい支障がある在宅の高齢者等を介護し、要件を満たす方に介護の労をねぎらうとともに、在宅福祉の増進を図るため介護慰労金を支給します。

#### ①支給対象者

毎年4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日時点において次の要件をすべて満たす方を、居宅において1年以上継続して介護している方

(1) 高山村に住所を有し、年齢が65歳以上であること。

(2) 介護保険法による介護認定の要介護4又は5の状態が1年以上継続し、その期間中に施設等への短期入所及び入院等の通算日数が100日を超えないものであること。

#### ②介護慰労金の額

要介護4の方を介護した場合は年額24万円以内、要介護5の方を介護した場合は年額28万円以内で、支給月は6月・9月・12月・3月です。

※1回あたりの支給額（要介護4…6万円／要介護5…7万円）

### ◎高齢者住宅改造費助成事業

高齢者の生活の質の向上及び在宅生活の継続を支援するため、高齢者のいる世帯の住宅内の改造費を助成します。

#### ①高齢者介護用住宅改造費助成事業の対象者

(1) 高山村に住所を有し、60歳以上で要介護2以上の介護認定を受けた高齢者がいる世帯

(2) 生計中心者の前年所得税課税年額が8万円以下の世帯

#### ②自立高齢者等住宅改造費助成事業の対象者

(1) 高山村に住所を有し、60歳以上で自立、要支援及び要介護1のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみからなる世帯

(2) 前年所得税非課税の世帯

#### ③対象工事

高齢者の身体能力等から必要となるバリアフリー工事で家屋内の改造費及びこれに必然的に付随する附帯工事費用

#### ④助成率及び助成限度額

助成率は助成対象費用の6分の5 助成限度額は50万円

#### ⑤その他の事項

(1) 高山村重度身体障害者（児）住宅改造費補助要綱による補助金を併せて交付を受けることはできない。

(2) 介護保険制度における居宅介護（支援）住宅改修費とを併用する場合は、介護保険制度の給付を優先することとする。

### ◎介護用車両購入費補助事業

ねたきり等の要介護者及び身体障がい者等を、同乗させ外出する場合に使用する車椅子仕様車両を購入する場合補助金を支給します。

#### ①支給対象

次の各号のすべてに該当する方を同乗させ通院、通所等に使用するために、車椅子仕様の車両を新車で購入する場合。

(1) 高山村に在住し住所を有する方

(2) 次のいずれかに該当する世帯の要介護者及び介護家族

ア おおむね65歳以上のねたきり高齢者等を抱える世帯

イ 高山村身体障害者福祉法施行規則の別表第5号の1・2級に該当する下肢・体幹の障がい者、又は下肢及び体幹重複障がい者のいる世帯

#### ②補助率及び補助限度額

補助率は補助対象費用の3分の2 補助限度額は666,000円

### ◎紙おむつ等給付事業

在宅の療養者である家族の経済的負担の軽減と在宅生活の維持を支援するため、紙おむつ等の給付を行います。

#### ①給付対象者

高山村に住所を有する在宅の排尿及び排便行為に支援を要する方で、次の各号のいずれかに該当する方

(1) 介護保険法による介護認定の要介護1以上に該当する方

(2) 高山村身体障害者福祉法施行規則の別表第5号に規定する3級以上の障害にある方

(3) 療育手帳制度要綱により療育手帳の交付を受け、その判定がAの方

#### ②現物給付の限度額

1月あたり、要介護1及び2の方が3,000円以内、その他の方が5,000円以内。

## ◎ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業

高齢者のみの世帯の高齢者の健康保持及び孤独感の解消、並びに地域社会との交流を深めるため、配食サービスを行います。

①配食対象者 高山村内に住所を有する65歳以上の高齢者のみの世帯の方

②配食の方法

昼食を月曜日から金曜日(祝祭日等は除く。)の希望する日に社会福祉協議会の職員又はボランティアいぶきの方がご自宅にお届けします。

③利用料金 1食300円(利用者負担額)

## ◎緊急通報システム設置事業

虚弱なひとり暮らし老人等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報システムを設置します。

①設置対象者

高山村に住所を有し、次のいずれかに該当する方

- (1) おおむね65歳以上の虚弱なひとり暮らし老人
- (2) ひとり暮らしの重度身体障がい者
- (3) その他村長が必要と認めた者を抱える高齢者のみの世帯

②設置費用及び利用料 全額村が負担(村の指定業者が設置)

## ◎高齢者バス回数券割引事業

交通弱者の高齢者が代替バスを利用する場合、回数券を割り引いて販売します。

①対象者 高山村に住所を有する65歳以上の方

②販売価格 通常価格3,000円を2,000円で販売します。

## ◎温泉割引使用証明書発行事業

温泉事業者のご協力により、満70歳以上の方がふれあいプラザといぶきの湯の使用料を割り引いて利用できる割引使用証明書を発行します。(紛失された方は再発行します。)

ふれあいプラザ：通常500円を300円/いぶきの湯：通常300円を200円

## ◎在宅高齢者等自立支援ホームヘルプサービス事業

介護保険法による要介護者等に該当しない方が支援を必要とする場合、自立支援ホームヘルプサービス事業を受けることができます。

①派遣対象者

(1) 独居の方、(2) 高齢世帯の方、(3) 昼間介護者のいない方、(4) 40歳以上65歳未満で介護を必要とする方、(5) 介護を放棄されている方、(6) 災害により介護を必要とする方、(7) その他村長が必要と認めた方

②サービス内容 (1) 家事に関すること、(2) 相談、助言に関すること

③派遣回数 週2回程度で、1回の訪問時間は1時間程度とする。

④利用料 1回(1時間)150円、1時間を超える場合30分ごとに50円加算

## ◎自立支援デイサービス事業

介護保険法による要介護者等に該当しない方が支援を必要とする場合、自立支援デイサービス事業を受けることができます。

①利用対象者

(1) 独居の方、(2) 高齢世帯の方、(3) 昼間介護者のいない方、(4) 介護を拒否しているが、支援を必要とする方、(5) 40歳以上65歳未満で支援を必要とする方、(6) 介護を放棄されている方で、支援を必要とする方、(7) 災害により支援を必要とする方、(8) その他村長が必要と認めた方

②サービス内容

(1) 基本事業 生活指導、日常動作訓練、養護、健康チェック、入浴サービス

(2) 加算事業 送迎、給食サービス

③利用回数 1週間に1回程度とする。

④利用料 基本料500円、送迎加算100円(食事代は実費相当額が必要となります。)

## ◎ショートステイ事業

高齢者を一時的に養護する必要がある場合に、一時的に特別養護老人ホーム又は養護老人ホーム等を利用できます。

①利用対象者

おおむね65歳以上(65歳未満で初老期痴呆に該当する場合も含む。)で、家族の介護を受けている方。ただし、精神保健法、伝染病予防法等の法律の規定に基づいて医療機関で医療を受ける必要があると認められる方は対象となりません。

②利用期間 原則として7日間以内

③利用料 飲食物費相当額

## 人間ドック受診費補助制度について

本村では、人間ドックを受診された方に対し、下記のとおり受診費の補助を実施しています。社会保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度加入者でそれぞれ

補助額等が異なりますが、一人でも多くの方が受診され病気の早期発見・早期治療に役立て健康維持の一助にして頂ければと思います。

### 〈 補 助 制 度 の 概 要 〉

#### 1 社会保険加入者

- ・対象者 満30歳以上で本村に住所を有する者
- ・補助対象 人間ドック
- ・補助額 1人 10,000円を限度とする（1人年度1回のみ補助）
- ・申請方法 住民課窓口へ領収書・印鑑・口座番号がわかるものを持参してください。
- ・受診方法 受診を希望する方は、直接医療機関に予約をして受診してください。
- ・医療機関 人間ドック受託可能な医療機関

#### 2 国民健康保険加入者（一般・退職）

- ・対象者 満35歳以上75歳未満で高山村の国民健康保険に1年以上加入している者、又は加入すると認められる者及び国保税を完納している世帯に属する者
- ・補助対象 人間ドック
- ・補助額 1人 25,000円を限度とする（1人年度1回のみ補助）
- ・申請方法 住民課窓口へ領収書・印鑑・口座番号がわかるもの及び人間ドック健診結果を持参してください。
- ・受診方法 受診を希望する方は、直接医療機関に予約をして受診してください。

- ・医療機関 人間ドック受託可能な医療機関
- ・その他 なお、村が実施している特定健診（集団健診・個別健診）を受けた方は、人間ドック受診費補助対象にはなりません。

#### 3 後期高齢者医療加入者

- ・対象者 群馬県後期高齢者医療被保険者で本村に住所を有し、保険料を完納している者
- ・補助対象 人間ドック
- ・補助額 1人 20,000円を限度とする（1人年度1回のみ補助）
- ・申請方法 住民課窓口へ領収書・印鑑・口座番号がわかるもの及び人間ドック健診結果を持参してください。なお、申請期間は4月から翌年1月末日までをお願いします。
- ・受診方法 受診を希望する方は、直接医療機関に予約をして受診してください。
- ・医療機関 人間ドック受託可能な医療機関
- ・その他 なお、村が実施しているご長寿健診（集団健診・個別健診）を受けた方と脳検査項目のみの脳ドックは、人間ドック受診費補助対象にはなりません。

お問い合わせ先 役場住民課 ☎63-2111

## 住宅用太陽光発電システム設置費補助金について

高山村では、地球環境に負荷の少ないクリーンエネルギーの普及を図るため、太陽エネルギーを利用した住宅用太陽光発電システム設置経費の一部補助を行っています。

#### 対象となるシステムは

- (1) 平成23年4月1日以降に専用住宅又は併用住宅（集合住宅は除く）への設置工事を開始した住宅用太陽光発電システムのもの。
- (2) 未使用品であること。
- (3) 電力会社と余剰電力の買電契約を結ぶもの。

#### 補助対象者は

- (1) 高山村に住所を有する方。（法人は除く）
- (2) 自分が所有若しくは居住する高山村内の住宅の屋根等に発電システムを設置するか、発電システム

が設置された新築住宅を購入する方。

- (3) 世帯全員が村税等を滞納していない方。

#### 補助金の額は

設置する発電システムの最大出力の合計値に1kw当たり7万円を補助（上限20万円）

#### 手続きについて

工事を始める前に、役場地域振興課へ申請してください。

申請書は、地域振興課担当窓口へ備えてあります。また、高山村公式ホームページ (<http://www.vill.takayama.gunma.jp>) からダウンロードできます。

お問い合わせ先 役場地域振興課 ☎63-2111

# じえい あら と J-ALERT (全国瞬時警報システム)の 運用を開始いたします

高山村では、今ある防災行政無線に平成23年4月1日よりJ-ALERT (ジェイ・アラート/全国瞬時警報システム)と接続し、自動放送の運用を開始いたします。このシステムは、もしもの時に人の手を介さず人工

衛星等を通じて自動的に防災行政無線による放送を行う装置になります。

高山村では、以下の項目を自動的に放送を行う事としております。



### 全国瞬時警報システム(ジェイ・アラート)とは?

津波警報や緊急地震速報、弾道ミサイル情報といった対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、人工衛星を用いて情報を送信し、市区町村の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を直接そして瞬時に伝達する世界でも画期的なシステムです。平成18年度から運用を開始し、全国市区町村の18.9%(平成22年1月1日現在)で整備されていますが、平成22年度中には、状況に応じた多様な音声を送ることができるなど、システム機能の向上を図り、全国の都道府県・市区町村に一斉整備されます。

**メリット①** 瞬時に情報を伝達できる。(受信機まで1~2秒放送開始まで平均10秒)

**メリット②** テレビやラジオをつけていなくても防災行政無線等を通して伝達される。

**メリット③** 人手を介さずに状況に応じた多様な音声を送ることができる。

- 弾道ミサイル情報
- 航空攻撃情報
- ゲリラ・特殊部隊攻撃情報
- 大規模テロ情報
- 緊急に住民に伝達することが必要な国民保護に関する情報
- 緊急地震速報
- 噴火警報
- 気象警報
- 土砂災害警戒情報
- 記録的短時間大雨情報

左の物は、総務省消防庁作成のリーフレットとなりますので内容をご確認下さい。

### どこから放送が飛れるの?

●防災行政無線・コミュニティFM  
CATV・MCA無線等  
※各市町村により異なります。

### 警報が出たら?

●テレビやラジオをつけて下さい。  
●地震の場合は、周囲の状況に応じて、あわてず、まず身の安全を確保して下さい。  
●指示に従い、屋内への避難、近隣の避難施設等への避難をして下さい。  
●避難先、避難方法、携行品や戸締まりの確認をして下さい。

### 国民保護については、

国民保護ポータルサイト(<http://www.kokuminhogo.go.jp/>)  
又は消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp/>)をご覧ください。なお、有報情報に関する無報音は、国民保護ポータルサイト(PC)で聞くことができます。

国民保護ポータルサイトのモバイル版はこちらでご確認ください。

### ジェイ・アラート J-ALERTによって伝達される情報

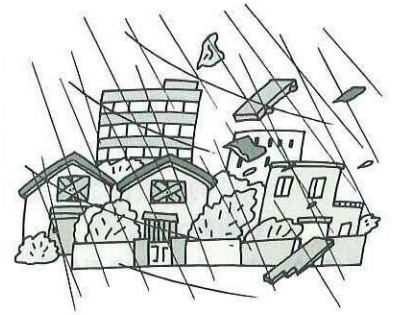
有事情報に関する情報	自然災害に関する情報
<ul style="list-style-type: none"> <li>●弾道ミサイル情報</li> <li>●航空攻撃情報</li> <li>●ゲリラ・特殊部隊攻撃情報</li> <li>●大規模テロ情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●津波警報(オオツナミ)</li> <li>●津波警報(ツナミ)</li> <li>●津波注意報</li> <li>●緊急地震速報</li> <li>●東海地震予知情報</li> <li>●東海地震注意報</li> <li>●東海地震観測情報</li> <li>●震度速報</li> <li>●震源・震度に関する情報</li> <li>●噴火警報</li> <li>●噴火予報</li> <li>●火口周辺警報</li> <li>●気象警報</li> <li>●気象注意報</li> <li>●指定河川洪水予報*</li> <li>●土砂災害警戒情報*</li> <li>●記録的短時間大雨情報*</li> <li>●竜巻注意情報*</li> </ul> <p><small>*22年度中から送信開始予定</small></p>

### 放送例

**弾道ミサイル情報**  
※警報音:ブーム、(148)  
ミサイル発射情報。ミサイル発射情報。当地域に落弾する可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけて下さい。

**津波警報(オオツナミ)**  
※警報音:ワーワー  
大津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難して下さい。

**緊急地震速報**  
※警報音:ヒーン・ポーン・ヒーン・ローン  
緊急地震速報。大地震です。





## 平成23年4月1日 高山村景観計画及び高山村景観条例が施行されました

高山村では、農山村としての原風景を保全し、良好な状態で次世代に受け継いでいくために、景観法に基づく景観計画及び景観条例の制定に向け、平成21年度から着手してきました。

これまでに、策定委員会の開催(5回開催)、アンケート調査(H21.9)、絵画コンテスト(H22.6)、村づくり座談説明(H22.10～)、事業者の方を対象とした説明会(H22.12.14)など、景観事業と景観づくりの基本的な考え方、制度の仕組みなどの周知を図ってきました。また、群馬県の同意を得て、県内10番目の景観行政団体(H22.3.9)になりました。

この度、高山村景観計画及び高山村景観条例が制定され、本年4月1日から施行されます。



### ☆景観計画では

村全体で景観づくりを進めていくための方針や、地区(景観類型別の地区)ごとの仕組みを定めています。

### ☆景観条例では

村内で、建築行為や開発行為などを行う場合の具体的な基準を定めています。高山村への事前相談と届出等の各種手続きが必要となります。

※ 詳細は、別途配布いたしました「高山村景観計画ガイドライン」、「景観法及び高山村景観条例に基づく届出の手引き」をご覧ください。

また、高山村景観計画書については、高山村役場地域振興課担当窓口で閲覧できるほか、高山村公式ホームページ(<http://www.vill.takayama.gunma.jp>)からもダウンロードできます。

お問い合わせ先 役場地域振興課 (☎63-2111)

## 悪臭防止法に基づく臭気指数規制の導入について

高山村では、本年4月1日より「悪臭防止法に基づく臭気指数規制」を導入しました。これにより、悪臭(臭い)について必要な規制を行い、悪臭を発生させる外部事業者の進入防止や、不適正管理の是正を図ることで、悪臭防止対策の推進と生活環境の保全を目指します。

**規制対象**：工場、事業場(飲食店・農場・事務所など)の事業活動に伴って発生する悪臭原因物です。自動車等の移動発生源、建設工事等で一時的に設置される作業現場、一般住宅は対象外です。

**臭気指数**：臭いを敷地境界線などで採取し、無臭の空気で臭いが感じられなくなるまで希釈し、

希釈の倍数から指数を判断します。測定は、国が認定した臭気判定士が実施しますが、行政指導等で是正が図られないような場合に測定します。

高山村は、指数「21」を適用します(指数「21」は、比較的緩い指数です)。

注) 今回の臭気指数規制の導入により、管理・運営基準等が厳しくなるわけではありません。経営者の方は、今までどおり適正な管理・運営をお願いいたします。

ご不明な点や詳細については役場地域振興課までご連絡ください。また、群馬県で作成しているパンフレットが地域振興課担当窓口にて備えてありますので、配布を希望する方はご相談ください。

お問い合わせ先 役場地域振興課 (☎63-2111)

アナログ放送終了まで、残り4ヶ月を切りました。

地デジをご視聴いただくための、テレビやアンテナの準備はお済ですか。

## 総務省地デジチューナー支援実施センターよりお知らせ

地デジ放送がまだ受信できない市町村民税非課税世帯に対して、簡易なチューナー1台を無償で給付する支援制度が新設されました。

なお、既に地デジ放送を視聴している世帯は本支援制度の対象外です。

### ●支援の内容

- ・簡易なチューナー（1台）を無償で給付します（テレビは給付しません）
- ・支援は現物支給です。ご自身で購入したチューナーなどの精算はできません。

### ●支援の条件

- ・NHKと放送受信契約を結ぶ必要があります。NHKと放送受信契約を結んでいない場合は、

支援の申込後に速やかにNHKと放送受信契約を結んでください。

### ●申し込み方法

- ・申込用紙は高山村役場地域振興課（☎63-2111）にあります。申込用紙に所定の内容を記入いただき返信用封筒をポストに投函していただきます。

**地デジで「困った！」は、何でもお電話でお問い合わせください。  
でんわ急げ！ デジサポへ**

7月24日 テレビのアナログ放送は終了し、地上デジタル放送に（地デジ）に完全移行されます。

### ●高山村内で地デジ放送を受信する主な方法は2通りあります

- 1 村内に5つある共同受信組合に加入して受信する。
- 2 それぞれの家庭でUHFのアンテナを立てて受信する。

上記1の共同受信組合に既に加入している、2の方法により受信している方、及び2の方法により受信出来ることが確実（周辺の受信状況から）な方は安心です。

### ・総務省 群馬県テレビ受信者支援センター（デジサポ群馬）

☎027-253-7840

デジサポホームページ（<http://www.digisuppo.jp/>）

受付時間は、どちらも 平日9時～21時、土日祝祭日9時～18時です。

### ●現在、地デジを受信しておらず次に該当する方で地デジ受信に不安がある方はいませんか！

- 1 共同受信組合のエリア内に住んでいるが、共同受信組合に加入していない。
- 2 共同受信組合のエリア外に住んでおり、周辺に地デジ放送の受信をしている方がいない。

上記以外でも地デジの受信に不安のある方は、是非早めに国の機関である「デジサポ群馬」にご相談下さい。

### ・総務省 地デジコールセンター

☎0570-07-0101（ナビダイヤル）

## 高山村の観光施設ご利用のお願い

この度、高山村の大切な財産である、観光4施設（ふれあいプラザ・いぶきの湯・みどりの村・農産物直売所プラネット）を、4月1日より管理、運営させていただくことになりました。『(株)ワクワクたかやま』でございます。

私どもは、スタッフ一同一丸となって気持ちのよい笑顔と挨拶、清掃の行き届いた綺麗な施設を目指し、美味しいお料理を食べていただき、皆様に癒しのサービスを

提供できるように努めてまいりたいと思っております。

最近時、燃料等の確保が非常に厳しくなっております。そのため、サービスの一部に支障をきたす事も予想されますが、努力してまいります。

ご利用の程よろしくお願いたします。

(株)ワクワクたかやま

代表取締役 都筑 茂

## 緑のふるさと協力隊と地域おこし協力隊

### 【緑のふるさと協力隊】

平成22年度、新規の事業として「緑のふるさと協力隊」の受入をし、地域に新しい風を吹き込み、地域の方々との繋がりもでき実績を残せました。また、高山村に生まれ育ち、暮らしている人が、自分の住んでいる高山村の魅力に気付くことができました。

23年度もこの事業を継続していくことが決まりましたので、多くの方の受入をお願いします。

今年度も2名で、1人は大学をこの3月に卒業したばかり、もう1人は大学を一年間休学して参加する女性です。

### 【地域おこし協力隊】

22年度に「緑のふるさと協力隊」として活躍していた、安東千紘さん・小林万純さんが23年度は、「地域おこし協力隊」として活動します。

### 地域おこし協力隊とは…

- 人口の減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住や定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とする取組です。
- 地域おこし協力隊員になる条件は、生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域から過疎、山村、離島、半島等の地域に移し、住民票を異動させた方です。
- 地域おこし協力隊に要する経費については、総務省からの財政支援（特別交付税措置）でまかなわれます。※両方とも「協力隊」の名称なので、高山村では「緑のふるさと協力隊」「地域おこし支援隊」と呼び分けることにします。

## 平成23年度 村税等の納期について

平成23年度村税等の納期は下記のとおりですので、口座振替の方は納期限前に残高確認を、納付書払いの方は納期限までに納付して下さいます。

また、年度の途中でも口座振替の申込みは受け付けていますので、希望される方は各担当課まで連絡して下さい。

税目等	月別	担当課	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
村県民税	税務課				1期		2期		3期			4期		
固定資産税	税務課			1期		2期			3期			4期		
軽自動車税	税務課	全期												
国民健康保険税	税務課					1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
介護保険料	住民課					1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
後期高齢者医療保険料	住民課					1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
上下水道使用料	農政課		3・4月分			5・6月分			7・8月分			9・10月分		11・12月分
村営住宅使用料	農政課		毎月											
学校給食費	教育課		毎月											
納期限 (振替日)			平成23年 5月2日	平成23年 5月31日	平成23年 6月30日	平成23年 8月1日	平成23年 8月31日	平成23年 9月30日	平成23年 10月31日	平成23年 11月30日	平成23年 12月26日	平成24年 1月31日	平成24年 2月29日	平成24年 4月2日

注意) 給料又は年金等から特別徴収(天引き)される場合はそれぞれの支払月となります。

※不明な点がございましたら、高山村役場各担当課までお問い合わせ下さい。[代表電話 63-2111]